

熊本市子育て支援優良企業 認定までの流れ

1. 申請書等の提出

専用ページからエントリー後、必要書類(就業規則、育児・介護休業規定など)を提出。

(※令和5年度の募集は終了しております。令和6年度募集時に専用ページのご案内をします。)

2. 書類審査・現地確認

必要書類提出後、書類審査を行います。その後、初めての申請の場合や、現地で確認が必要と判断した場合、優れた取組み内容について詳細をお尋ねする場合など、必要に応じて受託事業者または市の職員が現地訪問をさせていただきます。

3. 審査

以下の審査項目を熊本市と熊本労働局で構成する子育て支援優良企業審査会で審査します。

① 最低基準(熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱「以下、実施要綱」別表2)

認定するにあたり、以下の基準を満たしていることが条件です。

- ア 「育児休業」、「出生時育児休業」、「育児時間」、「子の看護休暇」、「所定外労働の制限等」、「産前・産後休業」のすべての項目及び「育児短時間」「始業時刻の変更等」のいずれかの項目について就業規則等で規定されていること
- イ アのうち以下のいずれかの項目について前年度に取得実績があること
(※ただし、前年度に取得対象者がいない場合を除く。)
育児休業、出生時育児休業、育児時間、子の看護休暇、産前・産後休業

② 審査項目を得点化し、総合評価(実施要綱別表3)

① を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

- ア 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など
例:育児休業、育児短時間、子の看護休暇、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の就業規則等への規定並びに制度対象期間の延長及び有給化等
- イ アの取得実績
- ウ 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する支援制度等の個別の周知など
- エ その他、結婚～子育てに関する企業の独自取組みなど
例:育児休業等終了後の復職制度の規定、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施 等
- オ 育児休業取得率・就業継続率など

4. 認定

「3. 審査」を経て、認定区分ごとに認定します。この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の3区分に分け、区分ごとに認定します。(実施要綱別表4)

- ① 常用雇用者 10～29名(小企業)
- ② 常用雇用者 30～100名(中企業)

③ 常用雇用者 101 名以上(大企業)

※ 常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数

※ 10 名以上を対象としているのは、就業規則の作成義務が常時10名以上の労働者がいる事業所であることによる。